

「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」設立10周年（戦後80年）事業委託業務 企画提案募集要項

1 業務目的

2025年に「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」設立10周年及び戦後80年を迎えるにあたり、「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」において戦後80年にふさわしい様々な事業を行うとともに、若い世代や家族連れなど、より多くの県民の方に足を運んでいただけるような親しみやすい施設とすることで、戦争の残した教訓や平和の大切さを学んでいただけるようにする。

2 業務内容

『「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」設立10周年（戦後80年）事業 委託業務仕様書』のとおり

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金限度額

6,148,181円（消費税及び地方消費税含む）

なお、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に該当する場合は、全額又は一部を免除とする。

(3) 契約期間

契約締結日から2026年3月31日（火）までとする。

(4) 委託費の支払条件

業務完了後の精算払いとする。

(5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、契約額が見積額と同じになるとは限らない。

4 応募資格

応募資格者は、式典開催や広報等の業務に豊富な経験を有するなど、優れた企画力、技術力、ノウハウ等を持っている者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 企画提案提出期限までに、愛知県の「令和6・7年度入札参加資格者名簿」の大分類「03. 役務の提供等」の中分類「03. 映画等製作・広告・催事」の小分類「03. 催事」に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4＜一般競争入札の参加者の資格＞の規定に該当しないこと。

- (3) 企画提案書の受付期間において、愛知県及び名古屋市から入札参加資格(指名)停止を受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」及び「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 事業実施体制及び類似事業実績（様式2）

- ・ 法人等概要（事業者の概要がわかる資料（企業パンフレット等）を添付のこと）
- ・ 過去5年間の類似実績
- ・ 実施体制

ウ 企画提案書（任意様式）

※ A4縦置き横書き、左綴じ（A3サイズを使用する場合は、二つ折り又は三つ折りにして、A4サイズに編纂すること）

※ 企画提案書作成のポイント

貴社の業務の進め方について、次の事項を踏まえて御提案ください。

項 目	提 案 内 容
1. 業務全体の方針・進め方	<p>(1) 業務全体の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方針において、特に重点を置く点、特徴、アピールポイント等を具体的に記載すること。 <p>(2) 業務実施の工程（プロセス）・スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務全体の工程（プロセス）・スケジュール（契約予定の2025年4月から2026年3月31日の間）について記載すること。
2. 業務実施内容	<p>(1) 「戦後80年平和シンポジウム（仮称）」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもにも親しみやすいプログラム内容で提案すること。 ・ 広報手段について提案すること。 <p>(2) 「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規作成するオリジナル映像について、既存のオリジナル映像とどのようにリンクさせるか具体的な内容を提案すること。 ・ 戦争体験談動画について、1本あたりの作成から公開までのフローを提示すること。 ・ WEBページのリニューアルについて、作成するサイトの構成案を図示すること。 ・ 館内改装の内容についての提案について、場所ごとのイメージ図を作成すること。

	(3) 追加提案 ・ 本事業全体を盛り上げていくのに効果的と認められる独自の事業（取組）について提案すること。
3. その他	・ 貴社の発想・創意工夫・ノウハウを活用した業務に関する独自の提案など、業務に関するアピールポイントを具体的に記載すること。

エ 経費見積書（任意様式）

- (ア) 戦争に関する資料館運営協議会会長宛て、消費税及び地方消費税を含まない金額で作成すること。
- (イ) 所在地（主たる事務所の所在地）、商号又は名称及び代表者名を記載すること。
- (ウ) 内訳が分かるように項目ごとに積算額及び積算根拠を記載すること。
- (2) 提出部
9部（正本1部、副本8部）を提出すること。
- (3) 提出期限
2025年3月21日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出方法
持参又は郵送（簡易書留等追跡可能なもの）とする。
※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く、平日午前9時から午後5時までとする。
- (5) 提出先
戦争に関する資料館運営協議会事務局
（愛知県県民文化局県民生活部県民総務課総務・企画・広報グループ内）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6160（ダイヤルイン）
- (6) 応募に関する問合せ
この企画提案に関する質問については、以下のとおり電子メールで受け付ける。

宛先	県民総務課のメールアドレス (kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp)
件名	「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」設立10周年（戦後80年）事業 委託業務の質問事項
質問内容	別添「質問書」（様式3）に必要事項を記載してください。
質問受付期限	2025年3月14日（金）午後5時まで
回答方法	愛知・名古屋 戦争に関する資料館のウェブページに掲載する。ただし、質問内容が質問者固有の内容である場合の回答は、ウェブページに掲載しない。
その他	未着等の事故を防ぐため電子メール送信後、電話で送付の旨を連絡すること。

6 企画提案の審査・委託先の選定等

(1) 選定方法

ア 提出された企画提案書について、戦争に関する資料館運営協議会（以下、「協議会」という。）が形式審査を行った後、県が設置する、一次審査会（書類による事前審査）と二次審査会において審査を行うものとする。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。なお、選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じないこととする。

(2) 二次審査会について

ア 開催日時・場所（予定）

- ・日時：2025年3月下旬
- ・場所：愛知県庁大津橋分室2階会議室

イ 方法

- ・1事業者あたりの15分間のプレゼンテーションの後、5分程度の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションへの出席に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・資料は企画提案書とし、プレゼンテーション当日の追加資料は認めない。
- ・プロジェクター等の機器は使用しない。

(3) 審査基準

審査においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

- ア 確実性・信頼性
- イ 知識・専門性
- ウ 実施体制
- エ 提案内容の的確性
- オ 追加提案
- カ 費用積算の妥当性
- キ 社会的取組

(4) 選定結果

選定結果については、応募者に対して書面で通知する。

(5) 契約

ア 契約締結

協議会は、企画提案書に基づき、委託先候補者と委託事業に係る具体的な事業内容及び経費等について協議を行い、この結果、協議会と委託先候補者との間で委託事業内容及び委託金額について合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者を協議する者とする。

イ 契約条件等

別紙 契約書（案）による。

(6) 秘密保持

提出された企画提案書等は、本委託先選定のためだけに利用し、協議会内部において厳重に管理する。

8 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 企画提案書提出期限 | 2025年3月21日（金） |
| (2) 審査会開催・候補者決定 | 同年3月下旬 |
| (3) 委託事業者決定・契約締結 | 同年4月上旬 |

9 その他注意事項

- (1) 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案は、1事業者1案とする。
- (3) 提出書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。また行政文書の開示請求があった場合については、以下のとおりとする。
 - ア 採用となった企画提案書は、原則開示する。
 - イ 不採用となった企画提案書は、開示しないものとする。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
 - ア 応募資格のない者が応募・企画提案した場合
 - イ 提出書類が提出期限を越えて提出された場合
 - ウ 提出書類に明らかな不備があった場合や、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 実施に当たっては、採用された企画提案の内容を協議の上、変更することがある。
- (7) 契約の成果物に関連して発生した著作権は、全て協議会に帰属するものとする。

10 問合せ先

戦争に関する資料館運営協議会事務局

（愛知県県民文化局県民生活部県民総務課 総務・企画・広報グループ内）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6160（ダイヤルイン）

E-mail kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」設立10周年（戦後80年）事業委託業務仕様書

1 業務の名称

本業務の名称は、『愛知・名古屋 戦争に関する資料館』設立10周年（戦後80年）事業委託業務」とする。

2 目的

2025年に「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」（以下、「資料館」という。）設立10周年及び戦後80年を迎えるにあたって戦争関連の事業について注目が集まることが想定されると同時に、戦争体験者が非常に少なくなっている現状があるため、戦争の体験を若い世代に引き継いでいくことの重要性がより高まっている。そのため、資料館において戦後80年にふさわしい様々な事業を行うとともに、若い世代や家族連れなど、多くの県民・市民の方に足を運んでいただけるような親しみやすい施設にリニューアルし、子どもにも分かりやすいコンテンツを追加することにより、戦争の残した教訓や平和の大切さを学んでいただけるようにする。

3 業務内容

(1) 「戦後80年平和シンポジウム（仮称）」の開催

①開催日：2025年8月2日（土）（日程変更の可能性有）

※時間は午後の2時間程度とする。

②場 所：名古屋市 中区役所ホール（予定）※仮予約済

（名古屋市中区栄四丁目1番8号 地下2階）

（キャパシティ：500名程度）

③内容

戦後80年という節目の年に、来場者に戦争の悲惨さや平和の尊さについて考えていただけるようなプログラム（例：パネルディスカッション等）とし、子どもや若い世代にも分かりやすく親しみやすい内容とするとともに、出演者には愛知県（名古屋市）出身又は在住の者を含める。なお、2024年のノーベル平和賞受賞に係る話題性等を鑑み、日本原水爆被害者団体協議会（以下、「日本被団協」という。）関係者による基調講演は必須とする。

出演者想定：日本被団協関係者、戦争に関する有識者及び若い世代の集客が見込める者（プログラム全体を通じて計5名程度）

④開催までの調整・準備及び管理業務

・戦争に関する資料館運営協議会（以下、「協議会」という。）と調整を図り、事業の具体化、関係機関等との連絡調整及び実施に向けた準備業務を行うこ

と。

- ・業務の進捗状況を管理し、円滑に業務を遂行させること。
- ・運営に関するマニュアルを作成・印刷し、関係機関等へ送付するとともに、必要に応じて説明等を行うこと。
- ・戦後80年平和シンポジウム（仮称）に関する問合せへの対応業務を行うこと。
- ・リハーサルは当日の午前中に実施する。それに伴う出演者等への連絡調整、準備業務、実施に係る業務を行うこと。
- ・本事業に係る保険への加入手続き及び保険料の支払い等に関する業務を行うこと。

⑤運営管理業務

- ・運営マニュアル等に基づき、管理運営業務に必要な全ての措置を講じ、安全かつ適正に運営及び会場管理業務等を行うこと。
- ・会場の運営管理については、会場警備・誘導、来場者受付・案内等対応、登壇者対応、舞台の進行管理、設備の操作、控室の管理、出演者や来場者等からの問合せ・トラブル対応、スタッフ等の指導・管理等を行うこと。
- ・スタッフ、出演者等については、IDカード等により管理を行うこと。
- ・障害のある方に対して、手話や要約筆記、音声等による対応など合理的な配慮を行うこと。また、その際に発生した費用も受託者が負担すること。
- ・緊急時は、施設管理者や関係機関等と連携し、迅速に対応を行うこと。
- ・実施状況などの記録写真の撮影を行うこと。
- ・イベント中はWEB上で同時配信を実施し、後日資料館のWEBページにおいてアーカイブの配信も実施すること。
- ・その他、準備・実施などに当たり、必要な業務を行うこと。

⑥出演者関係業務

- ・出演者等への連絡調整・対応、準備業務、当日管理などを行うこと。
- ・出演者等への謝金や交通費などの支払いを行うこと。

⑦来場者関係業務

- ・来場者受付・案内等に関する業務を行うこと。
- ・来場者数を集計し、イベント当日中に協議会へ報告すること。来場者数のカウント方法は事前に協議会と協議のうえ決定すること。
- ・来場者へのイベントプログラムの作成・配布等を行うこと（500部）。
- ・来場者アンケートを実施するとともに、アンケートを集計して開催後速やかに協議会へ提出すること。
- ・来場者からの問合せへの対応業務を行うこと。

⑧ 広報業務

- ・ イベントちらしのデザイン、印刷及び配付
作成部数・仕様：12,000枚・A4両面カラー印刷
納品期限：2025年7月4日（金）
- ・ 色校正を2回行う。色校正については、協議会と協議の上、その指示に従うこと。
- ・ 配付先については、協議会と協議の上、決定すること。
- ・ 資料館のWEBサイトにおいても広報すること。

⑨ 会場設営・撤去業務

- ・ 実施計画等に基づき、会場設営、機材・備品等の搬入・設置・調整、装飾物の設置、会場管理及び付随する業務を行うこと。
- ・ 事業終了後、適正に撤去・搬出作業を行い、現状復帰を行うこと。
- ・ 設営・撤去に当たっては、会場の構造、形状を損なわないように十分配慮するとともに、スタッフの配置、必要な養生及び安全対策を行うこと。なお、設営・撤去及び搬入出の際に生じた器物破損、損傷等の修復については、受託者が対応、費用負担すること。
- ・ 必要に応じて、ゴミ処理等、会場内の清掃業務を行うこと。

(2) 館内映像資料の新規作成

現在館内で上映している名古屋空襲に関するオリジナル映像と深く関連した映像資料を新たに作成する。

① 概要

- ア 主な対象者を小学校高学年とし、子どもから大人に至るまで、戦争の残した教訓や平和を希求する豊かな心を育めるような映像とすること。
- イ 映像のテーマは「学童疎開」とすること。ただし、受託者からの提案により子ども向け映像資料として他に適切なテーマがあれば、協議会の承認の上、決定する。
- ウ 映像は1本（長さは3分程度）作成し、アニメーション又はマンガ形式とする。

② その他制作上の条件

- ア 映像制作に当たっては、資料館が保有する資料を使用することができるものとする。
- イ 制作・編集等の作業前に、コンセプトや絵コンテ案を協議会へ提出し、映像の構成案について事前に了承を得るものとする。
- ウ 映像制作に係る費用は全て受託者の負担とする。なお、映像制作には、構成案作成、収録、テロップ、ナレーション、CG、BGM、編集、各種申請手続き等の他、成果物の納品までの一切を含むものとする。

- エ 映像制作・編集に当たっては、著作権・肖像権、個人情報等に十分配慮すること。
- オ 映像の使用期限を定めないこと。

③ 校 正

映像案作成後の校正は原則2回以内とする。

④ 成果物の納品

受託者は、成果物を協議会へ提出するものとし、提出方法は次のとおりとする。
なお、成果物の内容は納品日の一週間前までに協議会の了承を得ること。

- ・ DVDプレーヤーで再生できる映像を保存したDVD-R 2枚及び映像データ(MP4形式)をDVD-R等で納品すること。
- ・ DVDプレーヤーで再生できる映像の画質はSD画質とし、MP4形式で納品する映像データの画質はフルHD以上とすること。
- ・ 映像制作に使用した素材(イラスト・写真・映像素材等)一式をデータで納品すること。

⑤ 納品期限

2025年7月18日(金)

(3) 戦争体験談動画の作成

現在館内で上映している戦争体験ビデオ「草の語りべたち」のテーマ11本の中からベースとなるエピソードを選定し、動画を作成する。

① 概 要

ア 主な対象者は小学校高学年生から中学生とする。

イ 映像は3本(長さは3～5分程度)作成し、紙芝居形式の動画とする。

② その他制作上の条件

上記「(2) 館内映像資料の新規作成」に同じ。

③ 校 正

上記「(2) 館内映像資料の新規作成」に同じ。

④ 成果物の納品

上記「(2) 館内映像資料の新規作成」に同じ。

⑤ 納品期限

1本目：2025年10月31日(金)

2本目：2025年12月26日(金)

3本目：2026年2月27日(金)

(4) 「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」WEBサイトのリニューアル

協議会に関する情報や資料館所蔵資料の紹介などを発信するウェブサイトを作成（リニューアル）する。

① 公開時期（予定）

2025年7月下旬

② ウェブサイトの構築

ア 内 容

原則として既存のウェブサイト

(<https://www.pref.aichi.jp/kenmin-soumu/chosakai/>) の内容を引き継ぐこととし、詳細は協議会と協議の上決定する。

イ デザイン・設計

- ・ 資料館にふさわしいデザインとし、サイト全体で統一すること。
- ・ 各ページは協議会でも容易に更新が行えるよう配慮した構成にするとともに、ニュースやイベント情報等の特に頻繁に更新が見込まれるページはCMSを導入するなどして、協議会が容易に更新できるようにすること。
- ・ スマートフォン（Android、iOS）で表示した場合にも、レイアウトが適切に表示される対応ができるページ（レスポンスWebデザイン）とすること。なお、スマートフォン表示対応については、CSS又はJavaScriptにより実現すること。
- ・ 運用開始後も機能向上やサイト構成・デザインの追加・変更等を柔軟に行えるなど、将来的な拡張性に留意すること。
- ・ Googleアナリティクス等のアクセス解析用タグの埋め込み、SEO（サーチエンジン最適化）施策を実施すること。

ウ セキュリティ対応

以下の項目及び（独）情報処理推進機構セキュリティセンター（IPA）が示す「安全なWeb サイトの作り方」を参考に適切なセキュリティ対策を行うこと。

- （ア） クロスサイトスクリプティング、SQLインジェクション、改ざん等のサイバー攻撃への対策のため、サーバ、Webコンテンツ等のセキュリティ対策を施すこと。
- （イ） 利用している機器又はソフトウェアについて、バージョンアップ又はセキュリティパッチファイルが提供された場合、内容を確認し適切に対応すること。サポートが終了した製品は使用しないこと。
- （ウ） Webページの作成にあたりjquery等の外部ライブラリを使用する場合、セキュリティの脆弱性がないものを使用すること（令和6年4月時点にお

いて、jqueryライブラリを使用する場合は、バージョン3.5.0以上のものを使用すること。)

(エ) 非公開ページ（テストサイト、公開前ページなど）及びサーバのアクセス制御を行い定期的にサーバ、VPN装置及びファイアウォール等の設定状況を確認

(オ) Webページの公開後において、当該ページにセキュリティの脆弱性が発見された場合は、契約期間内であるか否かを問わず、速やかに修正等の対応を行うこと。

エ Webアクセシビリティ対応

- Webアクセシビリティを確保したWebページの作成に努めること。特に、JIS X 8341-3 :2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルA及びAAに極力準拠するように作成すること。
- Webアクセシビリティの確認は、総務省が提供するアクセシビリティ評価ツール「みんなのアクセシビリティ評価ツール：miChecker（エムアイチェッカー）Ver. 3.1」を利用し、少なくとも「問題あり」がないようにすること。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html

オ HTML、CSS等のチェック

- HTMLの仕様は、WHATWG(Web Hypertext Application Technology Working Group)が策定したHTML Living Standardに準拠すること。
- 次のチェックサイト又はチェックツールで、文法等のチェックを行い、エラーがないように確認するとともに、Google Chrome、Safari及びFirefoxにて表示上の不具合がないか確認をすること（HTML及びCSSのチェックサイトは別のもので可）。

<HTMLの文法チェックサイト>

<https://validator.w3.org/nu/>

上記文法チェックサイトで「Error」が出ないように、「Warning」については極力なくすようにWebページを作成すること。

<CSSのチェックサイト>

<https://jigsaw.w3.org/css-validator/>

上記文法チェックサイトで「エラー」及び「警告」を極力なくすようにWebページを作成すること。

<WebアクセシビリティチェックツールmiChecker Ver. 3.1（総務省提供）>

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html

上記のチェックツールの「音声ユーザビリティ」及び「ロービジョン」のチェック項目について、「問題あり」が出ないように、その他「問題の可能性大」等については極力なくすようにWebページを作成すること。

③ サーバの運用・保守

ウェブサイトを安定稼働させるための専用又は共用サーバを用意すること。

④ ドメインの取得・維持

- ・ 協議会と協議して定めるドメインを取得し利用すること。
- ・ 取得したドメインは、本契約期間終了後もドメインを3年間保持すること。
ただし、協議会が別の事業者等への移管を指示した場合は、円滑な移管に協力することとし、移管が完了するまでの間保持すること。

⑤ 成果物の納品

受託者は、WEBサイトの掲載内容、作成した素材の電子データ（ファイル形式：png、jpg、gif等）や管理・運営マニュアルを保存した媒体を2つ納品すること。

⑥ 納品期限

2025年7月18日（金）

⑦ その他

ウェブサイトの作成、運用・保守に要する費用はすべて受託者が負担することとし、本契約期間終了後の運用費が極力少ない仕組みでの構築に努めること。

(5) 資料館の館内改装の実施

資料館の内装等を魅力的なデザインに改装し、観覧しやすい環境を整えるとともに、一層の来館者の増加を図ることを目的とする。

① 改装場所

名称：愛知県庁大津橋分室本館「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」

種類：建物（事務所建）

数量：226.95㎡（1階展示室143.00㎡）

構造：鉄筋コンクリート造

所在地：名古屋市中区丸の内三丁目4番13号

② 愛知県庁大津橋分室図面

別図のとおり

③ デザイン・設計・改装について

ア 受託者は、協議会と館内改装内容の詳細に関する打合せを行い、改装内容を反映した改装デザインイメージを作成すること。

イ 受託者は、改装デザインイメージを基に、協議会と日程調整の上、改装作業を実施すること。

ウ 館内にある物品や備品、その他資料を活用する場合は、事前に協議会の承認を得ること。

エ 改装作業において疑義が生じた場合は、その都度協議会に連絡し協議すること。

オ 改装作業後に不備が見られた際の対応は、受託者が行うこと。

カ 受託者は、業務の実施に当たり、関連する消防法等の法令を遵守し、必要な届出・手続き等はあらかじめ協議会と協議の上、受託者が代行すること。

④ 改装コンセプトについて

ア 改装デザインは、資料館のコンセプトから大きく外れることのないよう注意し、誰もが入館しやすく、興味を持たれる工夫を図ること。

イ 大津橋分室及び展示室の入口部分へ誘導する表示・案内を充実させること。

ウ 展示室内へ入りやすいよう入口に装飾を施すこと。

エ 展示室全体が親しみやすい雰囲気となるような装飾とすること。

⑤ 工程管理

受託者は作業の工程管理を適切に行うとともに、協議会の求めに応じて進捗状況を報告すること。また、工程写真を記録すること（着工前、作業中、完成時）。

⑥ 完了報告

改装作業完了後、受託者は協議会に完了報告を行い、確認指示を受けること。

⑦ 履行期間

契約締結の日から2025年7月18日（金）まで

（作業期間は2025年7月7日（月）から7月18日（金）とする。）

（6）来館者サービスの向上に係る取組の実施

- ・保管資料の大部分を占める写真等の平面的な資料を、来館者が一括して見られるツール（例：デジタルフォトフレーム等）を導入すること。
- ・来館者アンケート等の御礼として配付可能なノベルティを作成すること（作成数：6,000個）。

（7）追加提案（資料館の来館者の増加に対し効果的と認められる事業）

4 成果物の納品等

委託業務実施報告書

※2026年3月31日（火）までに提出すること。

5 納入場所

戦争に関する資料館運営協議会

（名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県県民文化局県民生活部県民総務課内）

6 委託業務の実施期間

契約締結の日から2026年3月31日（火）まで

7 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置くとともに、適正な人員を配置し、協議会との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、業務実施に係る計画書及びスケジュール等を作成し、協議会の承認を得るものとする。業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を協議会に逐次報告するほか、必要に応じて協議会と打合せを行うこと。
- (3) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託者が負担すること。
- (4) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（協議会が提供するものを除く）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、協議会の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり、協議会から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議会と受託者とが協議して決めるものとする。

(様式1)

年 月 日

戦争に関する資料館運営協議会 会長 殿

所在地

事業者名

代表者職・氏名

「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」設立10周年（戦後80年）事業委託業務
企画提案参加申込書

「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」設立10周年（戦後80年）事業委託業務を受託
したいので、同企画提案募集要項に基づき、別添のとおり企画提案書を提出します。

また、提案にあたり、下記の事項について誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴協議会が行う一
切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 提案者は、募集要項に定める応募資格を満たしていること。
- 2 事業選定を受けた場合、仕様書の内容に基づき、誠実に実施すること。

(連絡先)

所属（部署名）	
担当者役職名・氏名	
所在地	
電話	
ファクシミリ	
メールアドレス	

「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」設立10周年（戦後80年）事業委託業務
事業実施体制及び類似事業実績

1 法人等概要

※事業者の概要がわかる資料（企業パンフレット等）を添付すること。

事業者情報	本社所在地	
	業務内容	
	資本金	
	従業員数	
その他特記事項		

2 過去5年間（2020年度～2024年度）の類似実績

※国、地方公共団体等から受託した式典や広報活動などの実績を記載すること。（5件以内）

※実績が複数ある場合は、適宜表を追加して記載すること。

業務名	
委託者	
実施時期	
開催場所	
実施（受託） 内容	
事業の成果	

※実績がわかるもの（ちらし等）をこのページの後ろに添付してください。

3 実施体制

(1) 責任者、担当者等

※責任者や専任の担当者等が分かるよう明記すること。

※欄が不足する場合は適宜追加すること。

担当業務	氏名	所属・役職	過去実績等

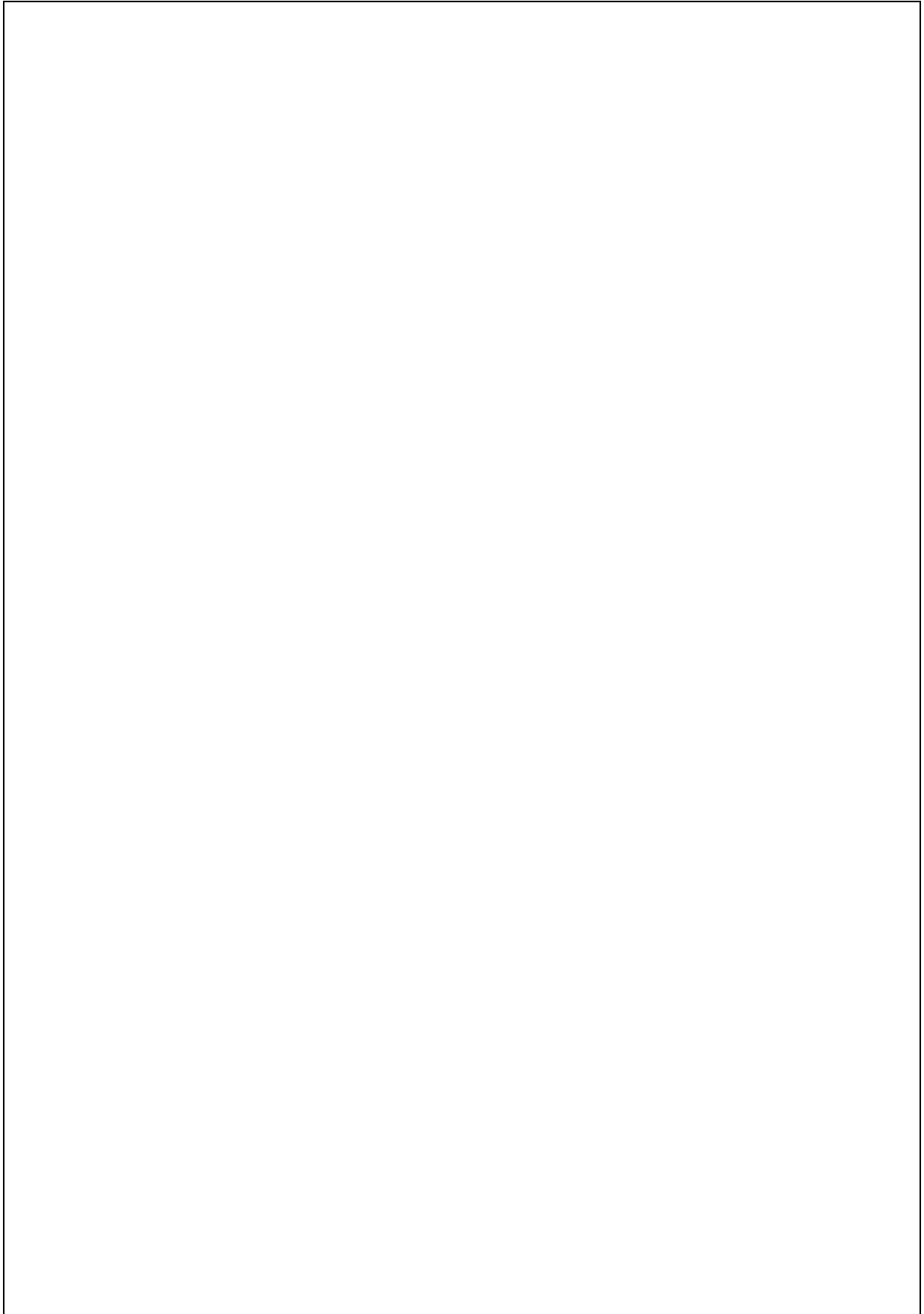
(2) 再委託先又は協力先等

※該当があれば記載すること。

分担業務の内容	再委託先又は協力先	再委託等を行う理由

(3) 実施体制図・組織図

※作成し難い場合は、任意様式でも可。



※追加資料がある場合は、このページの後ろに添付してください。

「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」設立10周年（戦後80年）事業委託業務 質問書

質問者情報	事業者名		
	連絡先	所属（部署名）	
		担当者役職名・氏名	
		所在地	
		電話	
		メールアドレス	
質問内容			

＜応募に関する問合せ提出方法＞

質問については、本様式に記載の上、以下のとおり電子メールで受け付けます。

- ・宛先：県民総務課のメールアドレス（kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp）
- ・件名：「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」設立10周年（戦後80年）事業委託業務の質問事項
- ・質問受付期限：2025年3月14日（金）午後5時まで
- ・回答方法：愛知・名古屋 戦争に関する資料館のWebサイトに掲載します。
ただし、質問内容が質問者固有の内容である場合の回答は、Webサイトに掲載しません。
- ・その他：未着等の事故を防ぐため、電子メール送信後、電話で送付の旨を御連絡ください。

契 約 書 (案)

- 1 業務名 「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」設立 10 周年（戦後 80 年）
事業委託業務
- 2 業務内容 別添「『愛知・名古屋 戦争に関する資料館』設立 10 周年（戦後 80 年）事業委託業務仕様書」のとおりとする。
- 3 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 4 契約期間 令和 7 年 4 月 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約保証金
- 6 その他特約事項 別添仕様書、別記 1 「個人情報取扱事務委託基準」及び別記 2 「情報セキュリティに関する特約条項」のとおり

戦争に関する資料館運営協議会（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。
この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 7 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
戦争に関する資料館運営協議会
会長 笠井 雅直

乙 住所（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(著作権の譲渡等)

第2条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(監督)

第6条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第7条 甲は、乙から成果物の納入があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあったときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第8条 成果物の所有権は、検査に合格したときに乙から甲に移転し、同時にその成果物は、甲に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた成果物についての損害は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における違約金)

第10条 乙が、成果物納入を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第11条 甲は、成果物完納後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等の際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、第1項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定に

よる課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。
（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第14条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
（暴力団等排除に係る解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人

の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第17条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第18条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第19条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

別記 1

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承認を得るものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(適正管理)

第9 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の

防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする

(資料等の返還等)

第10 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。

(第三者等からの回収)

第11 乙が、個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第12 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

(損害賠償)

第14 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

別記2

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシー及び愛知県行政情報通信ネットワーク運営管理要領を遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第7条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求められることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。